

『権利 5』予習

■消滅時効

問 1 債権は、原則として、債権者が権利を行使することができることを知った時から 5 年間行使しないとき又は権利を行使することができる時から 10 年間行使しないときに、時効によって消滅する。

問 2 裁判上の請求や権利の承認がある場合には、時効の完成猶予の効力が生じる。

■解答解説

問 1 正しい。債権は、①債権者が権利を行使することができることを知った時から 5 年間行使しないとき、または、②権利を行使することができる時から 10 年間（人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権については 20 年間）行使しないときに、時効によって消滅します。

問 2 誤り。裁判上の請求があると、時効の完成猶予（その事由が終了するまでの間は、時効は完成しない）の効力が生じますが、権利の承認があった場合は、時効の完成猶予の効力は生じません。権利の承認があると、時効の更新の効力が生じます（その時から新たに進行を始める）。

■相続 1

問 3 相続人が、自己のために相続の開始があったことを知った時から 3 カ月以内に、限定承認又は放棄をしなかったときは、単純承認をしたものとみなされる。

■解答解説

問 3 正しい。相続人は、相続を承認するか、放棄するかを選択できます。承認には単純承認と限定承認があります。相続の承認または放棄ができる期間は決められており、その期間は自己のために相続の開始があったことを知った時から 3 カ月以内とされています。何もせずに、この 3 ヶ月が経過すると、単純承認をしたものとみなされることになります。

『権利 5』復習

【問 1】 時効に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

1. 不動産賃借権は債権のため、時効取得が認められていない。
2. 土地の所有権を時効取得した場合、取得時効完成時に当該土地の所有権を取得する。
3. 時効は、当事者の裁判上の請求によってのみ更新する。
4. 所有権は、時効によって消滅することはない。

■ 解答解説

問 1 正解 4 ●●

1. 誤り。 所有権以外の権利も時効取得できる。

所有権以外の権利でも、たとえば、「不動産賃借権」や地上権、地役権を時効により取得することはできます。

2. 誤り。 時効の効力は起算日にさかのぼる。

時効の効力は起算日にさかのぼって生じます。したがって、占有開始時に土地所有権を取得することになります。[p34 (3) 時効完成の効果]

3. 誤り。 時効の更新事由は、裁判上の請求の他にもある。

時効の更新事由には、「裁判上の請求」の他に、「支払督促・和解・調停等」、「強制執行・担保権の実行等」、「承認」などがあります。

4. 正しい。 所有権は、(消滅)時効により消滅しない。

権は、(消滅)時効により消滅することはありません。

【問 2】 相続の承認及び放棄に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

1. 被相続人の子が、相続の開始後に相続放棄をした場合、その者の子がこれを代襲して相続人となる。
2. 相続人が、自己のために相続の開始があったことを知った時から 3 ヶ月(家庭裁判所が期間の伸長をした場合は当該期間)以内に、限定承認又は放棄をしなかったときは、単純承認をしたものとみなされる。
3. 相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる。
4. 相続の放棄をする場合、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

■ 解答解説

問 2 正解 1 ●●●●

1 誤り。相続放棄をした者の子は、代襲相続しない。

相続放棄をした者の子は、代襲相続しません。

2. 正しい。承認または放棄できる期間→「知った時から」3 ヶ月。

相続人が、自己のために相続の開始があったことを知った時から 3 ヶ月以内に限定承認または放棄をしなかったときには、相続人は、単純承認をしたものとみなされます。

3 正しい。限定承認は、共同相続人の全員が共同してしなければならない。

相続人が数人あるとき、まとめて「共同相続人」とよびます。限定承認は、共同相続人の全員が共同してする必要があります。

4. 正しい。放棄と限定承認は、家庭裁判所への申述が必要。

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から 3 ヶ月以内に、単純承認、限定承認または放棄のいずれかをしなければなりません。相続の放棄と限定承認については、その旨を家庭裁判所への申述によって行うことになっています。